

震源を特定せず策定する地震動（スペクトル）の
規制導入の経過措置に係る意見聴取会

（第2回会合）

令和元年12月24日（火）

原子力規制委員会

震源を特定せず策定する地震動（スペクトル）の規制導入の経過措置に係る意見聴取会

第2回会合 議事録

1. 日時

令和元年12月24日（火）10：30～11：35

2. 場所

原子力規制委員会 13階会議室B・C

3. 出席者

原子力規制庁職員

大村 哲臣 長官官房審議官（技術基盤グループ担当）
森下 泰 原子力規制部原子力規制企画課長
大浅田 薫 原子力規制部安全規制管理官（地震・津波審査担当）
飯島 亨 技術基盤グループ地震・津波研究部門 首席技術研究調査官
沖田 真一 原子力規制部地震・津波審査部門管理官補佐
中村 英樹 原子力規制部地震・津波審査部門 主任安全審査官
谷川 泰淳 原子力規制部原子力規制企画課専門職

事業者

富岡 義博 原子力エネルギー協議会 理事
白井 英士 原子力エネルギー協議会 部長
牧野 武史 北海道電力株式会社 原子力事業統括部部長（安全技術担当）
平川 知司 東北電力株式会社 原子力本部 原子力部 副部長
杉本 良介 東京電力ホールディングス株式会社 原子力設備管理部
原子力耐震技術センター 地震グループ マネージャー
鈴木 純也 中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 設備設計グループ
専門部長
岩瀬 聡 中部電力株式会社 原子力本部 原子力土建部
調査計画グループ 課長
徳田 将人 北陸電力株式会社 土木部耐震 建築技術チーム 課長代理

伏見 実	関西電力株式会社 土木建築室 地震津波評価グループ マネージャー
野元 滋子	関西電力株式会社 原子力事業本部 プラント・保全技術 グループ マネージャー
阿比留哲生	中国電力株式会社 電源事業本部（電源建築）担当部長
細谷 照繁	四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 耐震設計グループリーダー
村山 晃	九州電力株式会社 原子力発電本部 廃止措置統括室長
赤司 二郎	九州電力株式会社 土木建築本部 原子力土木建築部長
室井 勇二	日本原子力発電株式会社 発電管理室 設備耐震グループ マネージャー
生玉 真也	日本原子力発電株式会社 開発計画室 地震動グループ マネージャー
平原 謙司	電源開発株式会社 原子力技術部 原子力建築室 主管技師
金谷 賢生	日本原燃株式会社 執行役員 技術本部 副本部長
富樫 亮仁	日本原燃株式会社 技術本部 土木建築部 耐震技術課長
篠崎 正幸	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 高温工学試験研 究炉部 部長
山崎 敏彦	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 建設部 次長
猪井 宏幸	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 H T T R 計画課 技術副主幹
井坂 浩二	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全・核セキュリティ推進室 主査

4. 議題

- (1) 「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」としての標準応答スペクトルを
規制に取り入れる際の経過措置に関する事業者意見
- (2) その他

5. 配付資料

資料 1 「霧源を特定せず策定する地震動」対応に必要な期間等について（原

子力エネルギー協議会・日本原燃株式会社)

資料2 「震源を特定せず策定する地震動」への対応に関する経過措置について（日本原子力研究開発機構）

6. 議事録

○大村審議官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第2回震源を特定せず策定する地震動（スペクトル）の規制導入の経過措置に係る意見聴取会を開催いたします。

今日は進行を務めさせていただきます原子力規制庁の大村です。よろしくお願いいたします。

本年12月2日の第10回の使用原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会で、ATENAのほうから、この震源を特定せず策定する地震動について、もう一度意見を述べたいと、こういう御要望がありました。そこでほかの事業者にも意見を述べる希望があるかということで確認をしました結果、RFSと京大についてはさらなる意見はないということでしたが、JAEAからは意見を述べたいということでありましたので、本日はATENAとJAEAから意見を述べていただくということにしたいというふうに思います。

それでは、本日の会合の進め方等について説明をお願いします。

○大浅田管理官 地震・津波審査部門の管理官の大浅田です。

本日の資料が2点ございまして、資料1が原子力エネルギー協議会ATENA、それと日本原燃株式会社からの資料です。

資料2が、日本原子力研究開発機構JAEAからの資料です。

会合の進め方としましては、最初に資料1、次に資料2と説明していただいた後に、まとめて質疑に入りたいと思います。

私からは以上でございます。

○大村審議官 それでは、この進め方でよろしければ、これで行いたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。

まずは、原子力エネルギー協議会ATENAから、資料1に基づきまして説明をお願いします。

それから、あと、今ありましたように、引き続き、資料2についてJAEAから説明をお願いするということにします。

では、よろしくお願いいたします。

○富岡理事 原子力エネルギー協議会、ATENAの富岡でございます。

本日は、私どもの意見を聴取していただく場を設けていただきまして、ありがとうございます。

います。

前回10月18日の意見聴取会におきましては、事業者として審査期間を見積もることは困難であるので、経過措置期間として設置変更許可申請までの期間を設定することなどを要望したところであります。

本日は、そのように考える理由について改めて御説明したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、ATENAの白井のほうから資料の説明をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○白井部長 ATENAの白井でございます。

資料1を御覧ください。

まず、本日12月24日でございますけれども、まず、原子力エネルギー協議会と日本原燃株式会社連名で、この資料を出させていただいてございます。

短こうございますので読み上げる形になるかと思っておりますけれども、少し説明させていただきたいと思っております。

まず、「震源を特定せず策定する地震動」対応に必要な期間等について、多少繰り返すにはなりますけれども、内容をかみ砕いてちょっと説明さしあげたほうがいいかなと思っております、今回お持ちした次第でございます。

「震源を特定せず策定する地震動」に関しましては、2019年、先ほど御説明ございましたとおり、10月18日に開催された意見聴取会におきまして、経過措置期間として設置変更許可申請までの期間を、まず設定していただきたいということを事業者意見として述べさせていただきました。これは、参考資料としまして、6ページ以降に前回資料をつけさせていただいております。

しかしながら、審査期間の想定が困難であるということにつきまして、我々の作業期間は見積もることはできますけれども、やはり審査の期間はなかなか見積もることが困難であるということ、かなり、前回の10月18日の口頭でのディスカッションでやらせていただきましたけれども、具体的にもう少し説明さしあげたほうがいいのではないかということで、本日用意してございます。

ここに1、2、3と書いてございますので、これで見解を述べさせていただきます。

まず、1.でございますけれども、本件は2019年9月11日に開催されました第28回原子力規制委員会における議論を踏まえまして、事業者が対応するために必要な期間を公開会合で

聴取し経過措置期間を設定することとなったものと認識しているということでございます。

これは、すなわち、我々の意見を十分反映していただけるという意図だろうと考えてございます。

それと、2.でございますけれども、各事業者は設定された期間内に設置変更許可申請等の手続きを行います。申請等が同時期に集中することが想定されることや、本件とは別の申請案件（これは同一サイト、他サイト含む）との輻輳も想定されること、これは添付1でございますけれども、審査期間の想定は困難であると申し上げました。

これが、2ページ、3ページに書いてございます添付1でございますけれども、まず、本案件は「震源を特定せず策定する地震動」に係る申請予定でございます。

前は、一応、報告して申請さしあげるという形になってましたけれども、申請が前提だという話でしたので、今回、申請という形で書かせていただいておりますが、大体、ガイド改正から9カ月後までの間に、各社、一番左にサイトA～Qまで書いてございますけれども、そういったサイトが、聞き取りますと、こういう時期に今は申請しようと考えているようでございます。これを集約したものでございます。

すなわち、この1年ほどに約17サイトの審査が並行して行われるということで、かなりの輻輳が見込まれるということをお述べでございます。

それと、2.3ページでございますけれども、この「震源を特定せず策定する地震動」以外の、今、地震・津波関係が影響してございます、審査と並行して進む可能性のある審査案件を、ここに表形式で書いてございます。

例えば、①の本体といいますのは、プラントの適合性審査でございますけれども、恐らく同時期に10サイト程度並行審査が行われるだろうと。

そして、これも特重、これも期限がございまして、これも6サイトほど並行審査が行われる。

また、③の所内常設直流電源設備、これも期限がございまして、これも6サイトほど並行して審査が行われる。

すなわち、こういうふうには震源を特定せず以外の審査も同時並行して地震・津波の申請が行われますので、かなりの輻輳が見込まれて、我々も、どのように審査が進められるのかということで、どれぐらい期間がかかるのかというのは、なかなか難しいということをお申し上げたところでございます。

1ページに戻っていただきまして、次に3.でございますけれども、この震源特定せずに関

しまして、審査における指摘事項に対しまして、各事業者は十分に準備をした上で会合に臨むものと考えてございます。これは我々の意気込みでございますけれども、その地震動の評価内容は各社それぞれの地点の特性に応じて様々でございます。審査でどのような事項にどの程度の時間を要するかについては、これまでの審査経験から事業者としてはなかなか予測が困難であると考えてございます。

これも、技術的な中身として、前回、九州電力の赤司のほうから説明させていただいた内容でございますけれども、これに関しまして、「震源を特定せず策定する地震動」に対する検討に要する項目の一例という形で添付2に示してございますので、再度、赤司のほうから説明させていただきたいと思っております。

4ページでございます。

○赤司部長 それでは、説明者はかわりまして、九州電力の赤司でございます。

ページ4ページ、添付の2を御覧ください。

タイトル「地震動の検討事例」と書いてございますけれども、この場合は、事例の御紹介というよりは、その事例を御説明する中で、どんな論点があって、どんな議論があって、だからこそ審査期間を見積もるのがなかなか難しいと考えている由縁を、補足しながら説明をさせていただきます。

地震動の策定、地震動の評価においては、大きく四つのポイント、地震基盤相当面をどこに設定するのか、地下構造モデルをどう設定するのか、模擬地震波をどう策定するのか、さらに、4.その模擬地震波をどこで作成するのかと、大きく四つのポイントがございまして、まず、1.地震基盤相当面の設定についてですけれども、「標準応答スペクトル」は、「地震基盤相当面 ($V_s=2200\text{m/s}$ 以上)」で設定されているものでございますけれども、各社、当社も含めてですけれども、地下構造モデルで $V_s=2200\text{m/s}$ ちょうどという層は、なかなか存在しないというところですので、じゃあ、ちょうどがない場合はどうするか。

例えば、下にポンチ絵で図1を書いておりますけれども、 $V_s=2200\text{m/s}$ に一番近いところの $V_s=2100\text{m/s}$ で設定しようかということが一つの考え方だと思いますけれども、いやいや、そうではなくて、 $V_s=2200\text{m/s}$ ぴったりで考えたらどうなるか、いやいや、 $V_s=2200\text{m/s}$ 以上として、このポンチ絵でいきますと $V_s=3000\text{m/s}$ だったらどうなるのか、当然、その辺の議論を経た上で、当然、そういう御説明も申し上げますけれども、そこが一つ、まず入り口として議論になるところなのかなというふうに考えております。

それから、2.地下構造モデルの設定について。

この図1でも示しておりましたポンチ絵の地下構造モデルを図2でも示しておりますけども、この地下構造モデルにつきましては、これまで設定されているもの、例えば、許可を得ている地下構造モデルから、それ以降、観測されている記録、あるいは知見等もございますので、それに基づいて地盤減衰等々を再検討し、再設定するということも考えられると思います。

その場合、どういうデータ、どういう知見に基づいて、どのように変更したのか、その妥当性、合理性いかんというのが、また必ず議論になると思いますので、ここにまた一定程度の時間がかかるのではないかというふうに考えているところでございます。

それから、次のページに行っていただきまして、3. 模擬地震波の作成、いわゆる、経時特性をどう設定するかということについてでございますけれども、検討チーム会合での御議論の中では、A：従来の手法と書いておりますけれども、いわゆる一様乱数で決定する場合、それからB：観測記録を用いるやり方、それからC：断層破壊過程を考慮し、群遅延時間を考慮した手法の3つが例示をされております。

ここで考えますところといたしまして、現行特定せずで採用しております留萌の地震、これは実際の観測記録を用いているということ。それから、その観測記録には、まさに断層破壊過程の影響も含まれておりますので、このBとCは既に留萌の地震の中に考慮されているものというふうに考えることもできますので、とすると、これまでの審査実績として最も実績のありますA、ランダム異相を用いる場合というのが、最も考え得るやり方なのかなというふうには考えておりますが、審査、御議論の中では、観測記録につきましては、サイトで観測されているもの、あるいは、検討チームでも御議論いただきました特定できない記録が多数ございますし、断層破壊過程を考慮した、やってみたらどうなるかというような御質問をいただきそうな検討、観測記録は多数ございますし、断層破壊過程、断層の起きようも無限にありますので、かなりここは議論に時間を要することになるのではないかというふうに考えているところでございます。

最後、4. 模擬地震波の作成と書いておりますけれども、これは模擬地震がその経時特性をどこで与えるかという課題なんですけども、先ほど地下構造モデルのお話もいたしましたけども、順当にという表現はおかしいですけど、標準応答スペクトル、これは地震基盤相当面で定義されておりますので、そこで、それにフィッティングするような経時特性を、地震基盤相当面で与えて、あとは地下構造モデルで解放基盤まで上げるというのが一つの考え方ですけども、審査の中で、そうではなくて、標準応答スペクトルを解放基盤表

面まで上げておいて、そこで異相特性、経時特性を与えたらどうなるのという議論になると、またそこでの検討、議論にまた一つ時間がかかるのではないかというふうに考えているところでございます。

最後、この四つのポイントに共通するところでございますけども、あと2点、口頭でございませうけども補足させていただきますと、それぞれの1.～4.までの議論の中では当然どう考えるか、不確かさの議論というものがあるところだと思っておりますけども、この不確かさ、これまでの我々の審査の経験からも、全ての不確かさを重畳させるものではない。認識論的な不確かさは選りながら考慮していくものというふうに認識しておりますけども、この1.～4.まで、いろんなパターンがある中で、じゃあ、どこの不確かさをどう考えるかというパターンを検討していきますと、これまた無限に膨大なケースが出てきますので、それを一つ一つ潰していくとなると、かなり、ここに時間を要するのではないかと、一ポイント考えているところでございます。

それから、二つ目のポイント、最後の模擬地震波の作成を行って、そのどれを選ぶかというときに、これは、これまでの規制委員会での御議論の中で、石渡委員のほうから、波の特性だけではなくて、構造物に対する影響も見て選ぶ考え方もあるというお考えが示されたというふうに認識しております。

いろんな波の作り方が、数多くパターンがある中で、全ての構造物を揺すってみて、その結果を見て判断する。全部が全部やるものではないとは思いますが、例えば、代表ケースを選び、その代表性の議論をし、じゃあ、その影響度合いを見る、それも複数パターンを見るとなると、さらに、こういうパターンを見てみたらどうなるかとなりますと、構造物の応答を計算する、これはもう御承知のとおり、工事計画認可の中でも御議論いただいておりますとおり、すぐ数カ月、1年、時間がかかってしまうようなこととなりますので、ここがなかなか、議論だけではなく、その事業者としての準備にも時間がかかるころであろうと考えております。

以上を総じてこれらのポイントを考えると、なかなか、どれぐらい審査にかかりそうかというのを見積もるのは、非常に難しいのではないかというふうに考えたところでございます。

添付2の御説明は以上です。

○白井部長 ATENAの白井でございます。

本文のほうへ戻っていただきまして、1ページ目でございます。

今、説明させていただきましたのは、そこに書いてございます、1.2.3.の内容を具体的に説明させていただきましたけども、その下、「以上より」というところがございます。

ここの段落というのは、前回の会合での説明内容の繰り返しになりますけども、事業者としては、まず、設置変更許可申請の期限を設定した上で、許可がなされた段階で、設備設計、補強等に必要な期間を、経過措置期間として設定していただくことを改めて要望したいと思います。

これは新しい要望でございますけども、「また」のところでございます。

また、この事業者要望とは異なった形で経過措置期間が設定される場合は、その前提条件をお示ししていただき、経過措置期間案について協議、議論できる場を設けていただきたいという要望でございます。

その上で前提条件との乖離が生じた場合、すなわち、前提条件と言いますのは、例えば、審査機関を決める場合には、審査会合の進め方、例えば、何回程度並行してどの程度進めていくのかという、計算する上での想定条件があらうかと思っておりますので、そういったものを示していただきまして、もし、その条件との乖離が生じた場合は、必要に応じて経過措置期間を見直すことが可能となる仕組みとするなど、柔軟に対応していただけるよう要望したいと考えてございます。

これらの要望につきましては、本日、御意見、御見解等がNRA殿でありましたら、聞かせていただければと考えてございます。

以上でございます。

○大村審議官 ありがとうございます。

じゃあ、引き続き、JAEAからお願いします。

○箱崎部長 原子力機構、篠崎です。

それでは、資料2に基づきまして説明をさせていただきます。

「震源を特定せず策定する地震動」につきましては、10月18日の第1回の意見聴取会で経過措置への要望を述べさせていただいたところでございます。

その意見聴取会にて、二つほど見解が示されたというふうに認識しております。

一つ目は、バックフィットに係る経過措置は、新規制基準対応の許可取得済み施設のみ適応、二つ目としまして、許可申請書の添付書類のみに変更が生じる場合にも変更許可申請が必要であるというふうな二つでございます。

まず一つ目でございますが、今後もバックフィット対応は随時必要となります。許可取

得の有無のみにより判断せず、安全性向上の程度、それから、当該対応に必要な期間、施設の状況等を総合的に考慮したバックフィット規制とすることが本来の継続的な安全性には不可欠であること。

二つ目でございますが、これは現行の法律、規則上、許可本文に変更が必要な際に、許可の変更申請を実施するというふうに考えております。改めて、以下の事項を要望するというふうなことで説明させていただきます。

まず一つ目でございますが、バックフィットのところでございますが、バックフィットに関する経過措置の付与、これにつきましては、安全性向上の程度を踏まえて判断されると理解しております。

一方で、安全性向上の程度に係る技術的な判断、それから、審査の状況等を考慮せず、許可済み施設のみ猶予期間を認めるとした場合、許可未取得の施設は、一つのバックフィット対応を行っている間にも、次々新しい新知見が出てきまして、その対応を繰り返すというふうなことで、許可取得が困難な状況になる可能性があるというふうに考えております。

今回のバックフィット内容につきましては、この新規制基準対応として策定しました地震動に対して新知見を反映することでございます。

許可取得済み施設等、概ね審査を終了している施設につきましては、ともに留萌地震をもとに基準地震動の策定を行っておりますので、同じ状況にあるというふうに考えております。

また、第28回の原子力規制委員会において、留萌地震による評価と、あと標準応答スペクトル、これの二つの評価に大きな差はないというふうなご発言もあったというふうなことで、現実的な安全性の向上の程度は軽微であるというふうに理解しております。

2ページ目に行きまして、一方、今回のバックフィット対応としましては、基準地震動の評価、原子炉設置変更許可の申請、それから、規制庁殿による審査が必要であり、場合によっては追加の評価、それから、軽微な補強が必要となるというふうに考えまして、それらの対応については長い時間を要するというふうに考えます。

ここで基準地震動に関する審議を終了し、許可全体としても審査書の作成段階にありますHTTRにおきましては、留萌地震を他の地震動が包絡するように保守性をもった基準地震動を策定してございます。このため、仮にこの標準応答スペクトルに基づきまして、この基準地震動を超過した場合におきましても、機器の耐震裕度とあいまって、その影響は小

さいというふうに考えております。

なお、HTTRにおきましては、猶予期間を付与されず補強不要となった場合は、評価や審査の対応に概ね2年、仮に軽微な補強が必要となった場合につきましては、期間は概ね5年としまして、運転再開が遅延することとなっております。この運転再開が遅延しますと、下に※でも書いておりますが、OECD/NEAなどの副プロジェクトとして国際協力で研究を進めております。こういうふうなことに大きく影響が出るというふうなことが出てきます。

つきましては、これらの状況を総合的に判断しまして、概ね審査を終了しているHTTRに対しましても、この猶予期間の付与を認めて頂きたいという要望がまず一つでございます。

二つ目としまして、添付書類のみの変更に係るところでございますが、現行の法律等の記載から、許可申請を必要とする変更対象は、本文のみというふうに規定されてございます。このため、説明書である添付書類の変更を行う場合は、その法律の解釈、手続きについて、御教示頂きたいというふうに考えます。

また、添付書類の変更のため、本文に何かしら追記等を行って変更を実施するというふうなことが現実的であるというふうに考えております。本文に追記等を行った場合の変更申請をする場合については、これも別途、行政相談等で相談をさせて頂きたいと考えているところでございます。

JAEAからの説明は以上です。

○大村審議官 ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。発言される方は挙手をしていただいて、マイクのスイッチを入れて、最初にお名前をおっしゃって発言をいただきたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。沖田さん。

○沖田補佐 原子力規制庁、沖田です。

まず、質疑に入る前に、事業者の説明に対する回答ということで、私のほうからさせて頂きたいと思います。

先ほど、資料2の、JAEAさんからの資料の件なんですけども、許可申請書の添付書類のみの変更による変更許可申請ということで、前回の意見聴取会の場でも発言させて頂いたんですけども、お伝えしたかった趣旨というのは、本件は耐震設計の基本となる基準地震動に影響を与える可能性があるような重要な案件でありまして、規制委員会としては標準応答スペクトルをつくって、バックフィットを事業者に要求すべく、解釈等の改正を今は中で検討して改正して、当該基準について適合させるために、設置変更許可申請が必

要であるというふうに考えております。

事業者さんからも、添付書類の変更のために許可書本文に何かしらの追記等を行って、許可書の変更申請を実施するというほうが現実的であるというふうに考えているということなので、それについて、また、こちらのほうもよろしくお願ひしたいと思っています。

以上でございます。

○大村審議官 何かコメントありますか。よろしいですか。

○箱崎部長 原子力機構、篠崎です。

拝承いたしました。ありがとうございます。

○大村審議官 それでは、ほかにいかがですか。

はい、どうぞ。

○中村審査官 原子力規制庁の中村です。

私のほうからは、質疑というよりは、先ほど説明していただいた資料の確認を、2点ほどさせてください。

まず1点目が、資料1の添付2になるんですけども、このページ数で言うと、下のページで4ページのところですけども、まず初めに、2.の地下構造モデルの設定においてというところでは、

これで、ここの文章のところでは2行目ぐらいに書かれているんですけども、例えば、図2のようにということで、地震観測記録や最新の知見等に基づき地盤減衰を再検討するなど、新たに設定する場合も考えられるというふうに記載されているんですけども、既許可申請の評価というのが、既に地震観測記録の検討等が実施されているわけですね。というところで、多くのサイトというのでは、新たな設定等というのは少ないと思うんですけども、先ほど説明があったように、それ以降の追加のデータとかもあるかもしれないですけど、それについても、そんなに多くあるとは思えないですし、手法とか、地震観測記録の検討とかをする上でも、割と手法というのでも1回やっているわけですから、そういうところという、あまり変更点というのはい少ないのかなと思うんですけど、その上で、現時点で再検討が必要と思われるサイトというのがあれば、具体的にどういうところを考えているかというのを教えていただきたいんです。確認させていただきたいというのが、まず1点です。

まず、いかがですか。

○赤司部長 九州電力の赤司でございます。

全サイトの状況等々を、この場では、私は他サイトの状況を持ち合わせていないんですけども、おっしゃるとおり、全てのサイトが、このように地下構造モデルを見直してくる、あるいは、そういうデータを持ち合わせているという状況ではないというのは、御認識のとおりだと思います。

例えば、当社、九州電力の場合は、かなり前に認可、許可はいただいております、それ以降、凶らずも当社の場合は熊本地震が発生しております、相応のデータが得られております、ちょうど地震波到来の方向性からも、欲しかった方向性でいろいろデータが得られているというところもあって、そこを使ったブラッシュアップというものをやっているというものでございます。

加えて、当社の場合、玄海、川内、両サイトともに、経験的グリーン関数法で最終的に地震動を決定しております、地盤モデルを用いているのは長周期領域のみと。じゃあ、短周期に対してどうなのという議論は、これまで必ずしも深掘りしてやっていないところもありますので、そこを改めて短周期に焦点を当てて、もう一度ブラッシュアップして御議論いただく必要があるというふうに考えているものでございます。

他サイト全て同じような事情ではございません。データがあるところ、ないところもありますし、おっしゃるとおり、全サイトが見直してくるものではないと思いますけども、当社以外にも相応の記録が得られているサイトもあると思いますので、幾つかのサイトは同じような申請をさせていただくことになるというふうに考えております。

○中村審査官 原子力規制庁の中村です。

御説明ありがとうございました。そうですね、一番、九州電力さんの熊本地震は代表するところの例だと思うんですけど、そういう現状、そういう見直しというか、追加というか、そういうところが必要であるというサイトもあるというのは、こちらとしても確認させてもらいました。

続いてですけども、もう1点が、次の5ページですけども、模擬地震波の作成のところについてです。

資料でいきますとA、B、Cという三つの手法がある。ここの下から3行目ぐらいですけども、現行の留萌地震というのは、手法B、Cが考慮されている。今回の標準応答スペクトルでは、その審査実績がある手法Aを用いるというふうに書かれているんですけど、これも確認なんですけども、今、この文章を見ていると、何か標準応答スペクトルがAのみで用いるみたいな感じで書かれているんですけど、先ほどの説明では、何か口頭ではBもCもす

るというような説明だったように思われたんですけど、その事実確認だけ、その理解でいいかというのをお答え願えますか。

○赤司部長 九州電力の赤司でございます。

申し訳ございません。先ほどの御説明が舌足らずだったかと思えますけども、最終的に波の決め方としては、手法のAを用いて決めるということになろうかと考えているところではございますけども、これも今後の審査の中で御議論、あるいは、ガイドでどういうふうに定義されるかもあるかと思えますけども、事業者として手法Aを選びますというふうに宣言すればよろしいのか、あくまで、BとCも比較した上でAですよというふうにすればよろしいのか、当然、事業者としては、B、Cは何も検討せずに、ただ単にAですよというつもりはございませんので、BとC、相応の検討はするものではございますけども、先ほど口頭で申し上げましたとおり、観測記録そのものは膨大な数がございまして、断層破壊過程を考慮する、特定できない断層ですので、起きようは無限にありますので、どうするのというところで、かなり難しさがあるところと、あと、結果論、いろんな観測記録の特性であったり、断層の起きようによるパルス等も考慮はするものの、最終的に目標とするところは標準応答スペクトルになりますので、また、その当てはめをどう考えるのというところ、これもかなり御議論のあるところ。

何よりも、例えば、当社の観測記録でも眺めてみますと、観測記録そのものにいろんな震源のパターン、あるいは、到来パターンを見ても、特異な増幅等が見られるところ、特異なピークなんかが見られるところは、ほとんどございませんので、そもそも、その観測記録自体にそういう特性がなかったりということもありますので、そういうところを網羅的に整理すると、結論としてはAだろうと。

あとは、審査の御議論の中で、じゃあ、この観測記録を見てみたらどうなのという御議論であったり、こういう断層破壊過程パターンを考慮して見たらどうなのと。

例えば、我々が無限にあるパターンの中の準備し得てなかったところ等の御指摘をもらった場合、その辺の準備をして御議論もしてというところに時間がかかることになるだろうと思ひまして、それをなかなか事前にどれぐらい時間がかかると見積もるのは難しいなというふうに考えまして、先ほどお話をさせていただいたところでございます。

○中村審査官 原子力規制庁の中村です。

先ほど説明がありましたとおりで、まだ、解釈とかガイドというのが出ていない状況で、そういうところで、今、ATENAさんのほうからの説明のこの資料でいきますと、決め切れ

ないところが当然あるとは思いますが、検討チーム会合の報告書とか、そういうところが出て、A、B、Cというところを意識されていると思うんですけど、現時点としては、手法Aというところをメインに置きながら、その解釈ガイドとか、そういうところが出てきたところで、B、Cも決してしないというわけではないという考えだということは理解しました。よろしいですか。

○森下課長 規制企画課の森下です。

私のほうは、今日は二つ説明がありました中で、そもそも論みたいなところの話についてになろうかと思えますけども、今日の説明でJAEAのほうで書かれていた、最初に審査対応中でやっているところで、新しい新知見対応のバックフィットが出たら、それでまた伸びるんじゃないかとか、というところについての懸念、この問題意識については、委員会のほうでも共有の認識を持っています。

それで、ATENAのほうから今日説明がありました、9月の委員会でこういう会を、プロセスを設けるようにといったのも、そもそも事業者が物理的にできないようなスケジュールを規制当局のほうが決めるということは、これはワークしないというようなことで、新しい試みとしてやってみろという指示が出たものというふうに思っています。

ですから、こういうような場で事業者のほうから意見を聞くという機会は、こういうのを設けてやっているということだと思います。

その中で、今日言われたところでは、申請までの期間を設けてほしいということで、要は、審査は見積もれないからというところは、結構審査の本質なんですけれども、審査は片一方だけでやっているんじゃなくて、お互いでまずやっているというところがありまして、その審査の中である課題が出てきて、それを対応するときどれぐらいの期間がかかるかとか、そういうものの積み重ねとか、そういうものがどれぐらいかかるかというところの不安は、実はお互いあって、我々の審査官側の不安を言えば、この事業者が言う側のルールでやるとすると、いつまでたって回答が来なくても、もうやりようがないわけなんです。

それは、審査をする側も困るんですけども、実は受ける側も困るんじゃないかなと思うのが、今日、審査案件がいろいろ輻輳するということで整理していただきましたけども、一つずつ、ある案件が終わってから次やりますというやり方をとるのか、それとも、複数進めるんだけど、先ほど、課題に対する回答とかの期間がどれぐらいかというので、その合間とかも無駄に使わないということで、スケジュールが重複しないようにしながら、

個別の審査の課題をクリアしていくというような、複数のものですね、そういうふうなやり方と、どっちかということにもつながると思うんですけども、我々としては、最初に言ったように、一つずつ終わってからだとすると、次の審査の見通しが立たないので、今、御提案されているようなやり方だと。

今のやり方がベストかどうかというところはあると思います、審査のやり方。そこは工夫するというやり方で、複数の案件を、そちらのほうも審査を受ける状態ができましたというやつを、違う順番だからといって放っておくのではなくて、それはそれでちゃんと進めるというほうがいいというふうに思っています。

それで、もう一つは、経過措置の期間について設定される場合に、また議論する場を設けてほしいということなんですけど、こちらのほうは前回も申し上げたんですけども、この意見聴取会が終わって、我々の規制庁のほうで案をつくったら、結局、最後は委員会が決めるので、委員会に諮るという形で進めたいと思っていて、そのときに、このような丁寧な資料をまとめていただきましたので、事業者からの意見を伝えることはできますので、それで委員会がどういうふうなやり方でやるのがいいかというのを決めたら、次は、事業者側が出せるとしたらパブリックコメントのところになりますので、そういうプロセスで今回は進めるという形で考えております。

それと、最後になりますけども、必要に応じて経過措置期間を見直すというのも可能となる仕組みというのですか、実は、これはもう今でも可能というか、やっけていまして、特重がそうであったように、だめになったら、また相応の理由があれば5年に延ばしたように、最初の設置許可を取ってからですかね、というふうに書いてますので、これは特段仕組みがなくても、今でも、今回話したので、できないというのが納得できる理由であった場合には、それは今でもできるということはそうなっています。

ただ、できるだけそうならないように、適切な経過期間措置が決められるのと、それと、さっき言った、今日のような場でお互いにどこが審査で課題になるようなところかというのが、自分としては審査官ではないから、素人ですけども、そういうところが課題になるんだなというのがわかってきたので、そういうところが審査に入るならば、それを含めてどれぐらいが適切かというのを考えることになるというふうに、そういうふうな考えでここまで至っています。

私からは以上です。

○大村審議官 今の件で、何かありますか。

はい、どうぞ。

○富岡理事 今のところの中で、議論する場を設けてほしいというところの部分なんですけども、御説明の趣旨はわかりましたが、我々の考えはなかなか難しいと思うので、それでも設定されるというのであれば、そこには前提条件などを示していただいてというようなことも書いてありますし、なかなか難しいのが、本当にできるんだろうかという不安が事業者側もありますので、要望としては、その案の段階で、もう一度こういうような意見を聞いていただきたいという趣旨ではあるという、我々の要望としてはそうだとするところではあります。

○森下課長 事業者側の強い要望というのはわかりました。その上で、これは自分が今言われたようなことについての、これまでの過去の反省も含めてということに、今の委員会がどう考えているかということだと思ってしまうんですけども、事業者といろいろネゴをして決めるというスタイルが、福島事故以前の保安院のやり方として批判を受けたということの反省から、この規制委員会ができていくというところが、ここの今のところにはかかっているような気もするので、ですから、かなり本質的なところではあると思いますけれども、現状では、私が申し上げたようなやり方が規制委員会のプロセスということで、結局、折り合いはつきませんけども、そういうことになろうかと思えます。

○村山室長 すみません、九州電力の村山でございます。

今、1個前に森下さんのお話があった中で、議論する場を設けていただきたいという我々の要望に対して、森下さんは、最初は委員会に諮って委員会に伝える、これは委員会の判断マターだというふうにおっしゃられたと聞いていたのです。その後で、やっぱりこれはパブコメだというふうにお話があったので、どちらが正なのか、いや、もうパブコメとするという方針が決まっているのか、それとも、今から委員会に伝えて議論するのか、その事実関係というか、考えを教えてください。

○森下課長 森下です。

説明が足りなかったと思うんですけど、うちのノーマルなプロセスとして、まず、こういう基準類を変えて、あるルールを事業者に被規制者に義務づけるようなものをやる場合は、委員会で決定をするというプロセスになります。案を諮るということになります。案が諮られて、だから2回委員会があるんです。すみません。

案を諮った段階で、これでパブコメしていいよということになれば、それで一度パブリックコメントが行われて、その意見も聞いた上で、最終的に、もう一度委員会が、じゃあ、

この基準と、今回の場合は経過措置期間でいきたいと思いますというので決定すると、そういう、委員会、パブコメ、委員会と、そういうふうなプロセスになるかと認識しています、本件について。

○村山室長 確認なんですけれども・・・。

九州電力の村山でございます。申し訳ございません。

パブコメが当然必須のプロセスだと思っているので、パブコメがあるということは承知してございます。

ただ、我々からもう一回、提示されるのかどうかわかりませんが、経過措置期間というのが具体的に示されたことに関して、パブコメ以外での方法は認めないとおっしゃっているのか、それとも、もう一回、委員会に諮って、そこは議論する余地があるとおっしゃっているのか、そこを教えてください。

○森下課長 規制企画課の森下です。

今回の場合は、もうこの後は委員会のほうに案を諮るということで、案を提示するというような、事業者と特別な場を設けるといのは用意されていません。後者じゃないというのでやるようにという指示を受けている、今、私が申し上げた前者のほうでということでございます。

○大村審議官 では、それ以外に。

では、沖田さん。

○沖田補佐 規制庁、沖田です。

先ほどの、戻って恐縮なんですけども、ATENAの資料の関係で、模擬地震波のやりとりのところで1点確認させていただきたいんですけども。

先ほど、手法Aを基本的に用いるんだけれども、BとCには相応の検討をするつもりですよという御説明があったんですけども、例えば、相応の検討をするのと、B、Cの結果を出して手法Aと、最後、比較する場合とで、どれぐらい検討の時間というのは変わってくるものなのでしょうか。それを教えてもらえますか。

○赤司部長 すみません。御質問の趣旨は、Aだけで行く場合と、B、Cを検討する場合ということでしょうか。

○沖田補佐 A、B、C全部結果を最後に出して比較する場合と、基本はAでやるんだけど、B、Cの検討だけはするつもりというお話だったので、その場合と、どれぐらいその期間が違ってくるものなのかというのを教えていただければと思います。

○赤司部長 九州電力の赤司でございます。

まず、検討といたしまして、事業者側での検討の時間は、当然BとCをやってみたらどうなるか。やってみたらどうなるの前に、先ほどチラッと申し上げましたが、そもそも、例えば観測記録、敷地でやられている観測記録にどんな癖があるのかという、そういう分析から入りますけども、そういうところも含めて、それは、Aだけ出そうが、三つの比較の形で出そうが、事業者としての準備する期間は変わらないと思います。

ただ、審査・審議の過程で、Aで出しました。それに対して、わかりましたなのか、いや、BとCもやってみたらとなる場合、そこで、じゃあ準備したものを出すだけで済めばいいんですけども、例えば、目をつけてなかった観測記録でございましたり、断層の破壊過程、断層面の起き方で、こんなパターンはどうなのという議論になると、そこからまた、一から整理し直しになりますので、そこはどれくらいの時間というものはなかなか難しいんですけども、そこからかなり時間を要する話になるのではないかという趣旨でございます。

○沖田補佐 わかりました。具体的にどれくらいの期間かというのは、まだわからない。その審査のときに、またそこは確認させていただくということですかね。わかりました。

別の質問なんですけども、今度はATENAの資料の資料添付1ということで、審査案件の輻輳状況ということで挙げられています。

この添付1に、サイト名がA～Qとなっているんですけども、もし、このサイト名がわかれば、我々その審査を進めていく上で、効率化が図れるんじゃないか、その参考になるんじゃないかと思っているんですけども、可能であれば、そのA～Qのサイト名がそれぞれどこなのかというのと、このA～Qの中で、その優先順位みたいなものというものはあるのかというのを、その辺を教えてくださいませんか。

○鈴木専門部長 中部電力の鈴木です。ATENAの耐震ワークの主査をしております。

このA～Qまでのプラントにつきましては、こっち側から申しますと、A～Cが、高浜、大飯、美浜です。それから、D～Fが柏崎刈羽、東海第二、女川です。それから、Gが島根、そして、H～Kが、伊方、川内、玄海、六ヶ所、そして、あと審査中のサイトですけど、Lが浜岡、Mが泊、あと、N～Qが大間、東通、敦賀、志賀というものになってございます。

以上でございます。

それで、もう一つございまして、審査の順番というものは、特に確認してございませぬが、なるべく、先ほど森下課長から言われましたように、技術的項目の少ないものもござ

いますので、そういうものについては、なるべく合理的に審査していただければと考えております。

以上です。

○沖田補佐 わかりました。ありがとうございます。

続いて、その次のページです。3ページに、2. ということで、審査と並行して進む可能性のある審査案件ということで、①～⑨とあるんですけども、例えば、その⑧とか⑨、今後申請予定の低レベルの廃棄物関係のものなんですけれども、低レベル廃棄物というところ、ここは六ヶ所だと思んですけど、耐震Sクラスではないのかなというふうに思っているんですけども、この①～⑨の設備・施設は、全て耐震Sクラスの対象ということで挙げられているものなんでしょうか。

○鈴木専門部長 中部電力の鈴木です。

一応、この①は本体の震源特定せずですけども、②～⑨についても、Sクラス、もしくはSクラス相当ということで、耐震関係の審査が必要ということで考えております。

○富樫課長 日本原燃の富樫ですけども、補足させていただきます。

⑧、⑨は、先ほどおっしゃられたとおりで、当社の施設になってございまして、こちらの施設につきましては、現在、設計検討中になってございまして、現状の検討としましては、B以下のような、今は位置づけになってございますけども、そういったところで、今現在検討中と位置づけのところ、今回、今後申請案件があるといったところで、こちらの資料のほうには記載させていただいてございます。

ですので、今現在、設計検討中のものだという位置づけになってございます。

○沖田補佐 そうすると、一応、今現時点ではBクラスぐらいで、検討の結果、ひょっとしたらSになるかもしれないということなんですかね。

○富樫課長 そういったところも含めまして、今現在、検討中という位置づけでございます。

ただ、今後、増設として計画があるといったところでの変更許可としての位置づけのものとして、今回の資料としましては記載させていただいているという位置づけです。

○沖田補佐 わかりました。もし、その場合、震源を特定せず策定する地震動の審査で、もしSクラスになった場合は、その審査以外には、地盤とか、その安定性の評価の審査というのにも必要になるという認識になりますけども、そういう認識でよろしいですかね。

○富樫課長 さようでございます。そういう認識でございます。

○沖田補佐 ありがとうございます。以上です。

○大村審議官 それ以外に確認事項はありますか。

大浅田さん、お願いします。

○大浅田管理官 地震・津波管理官の大浅田ですけど、先ほど説明があった資料で言いますと、ATENAさんの資料の添付2ですか、これは、どこが審査をやっていく上で一番時間がかかるのかというふうな観点からの御説明だったと思うんですけど、これも、前の意見聴取会でも言ったかもしれないんですけど、我々も、本件については、地震基盤相当から解放基盤面にどうやって上げるのか、地下構造を含めてどうやって上げるのかということと、あと、模擬地震波を作成する場合に何を使うのかと、この二つが一番、今回の審査の中ではポイントかなと思っております。

それで、地下構造については、ただし、これも前に言ったかもしれないんですけど、今回の新規制基準の目玉というか、重点化した項目に地下構造というのがございまして、これは柏崎とか浜岡さんの例を踏まえて、特に詳しく解釈とかガイドを書いたものなんですけど、決して、経験的グリーン関数を使うから、もう解放基盤から下は、地下構造はいいよということではなくて、当然ながら、本体審査におきましても、そういった観点から、地下構造というのは非常に重要視して設定しているので、そんなに大きく違うものじゃないと思っていますし、あと、経験的といえども、たしか、多分それは統計的グリーン関数法の比較とか、そういったことも求めたので、地下構造としては浅部、深部ともに全サイト許可済みのところはつくられていると思うんですね。

たしか、東海第二も全て経験的だったかと思うんですけど、当然ながら地下構造は全て見えていますので、そういった意味で、この地下構造は、確かに新しくするところ、最新の知見を持ってきてやりたいというのは、安全性向上の観点からは非常にいいと思うんですけど、せっかく今は全サイトの担当がおられるので、九州電力はそういった可能性があるということはお聞きしましたが、ほかの社で、地下構造について、今現在そういう検討をしているところというのはあるんでしょうか。

全サイトがおられるので、あるところだけ言ってもらえれば構わないですけど。

○杉本マネージャー 東京電力、杉本でございます。

今お話があったとおり、柏崎では、まさに重要な観点だと思いますけれども、柏崎については、審査の後で大深度の地震観測の記録のほうも得られております。まさに、今回の件というのは、そういった記録を用いて検討するということが必要な案件だというふう

考えておりますので、そういったデータも確認しながら御説明させていただくということを考えております。

柏崎も、御存じのとおり、地震動評価につきましては、経験的グリーン関数法で評価しておりますので、妥当性の検証のほうで、そのSGFのほうを使っているということもございますので、そういったところも含めて、御説明をさせていただければというふうに考えております。

○大浅田管理官 はい、わかりました。じゃあ、特に、今のところ2社ぐらいで。

○生玉マネージャー すみません、日本原子力発電です。

東海第二の地盤モデルのほうは、審査のときには大深度の記録が、まだつけたばかりだったので、それほど多くはなかったんですけども、それ以降、記録が蓄積してきましたので、そういったものを反映したいというふうに考えてございます。

○牧野マネージャー 北海道電力の牧野でございますけども。

○大浅田管理官 許可していないところは、まだ意味がない。

ごめんなさい、途中で口を挟んで申し訳ないですけど、それ以外のことであればお聞きしますけど。

○大村審議官 よろしいですか。

○大浅田管理官 じゃあ、3社が考えているということはお伺いしました。

別に、決してだから見直してこいということを行っているわけではなくて、一応、現状を把握したかったといことでございます。

あと、こういった形で、添付2のような形で、いわゆる頭の体操といえますか、いろんなことを考えられるというのは非常にいいことだと私も思いますので、ぜひ、申請までの期間、これが先ほどの添付1の表ですと、改正後9カ月というものも4サイトございますけど、こういった頭の体操をしていただいて、ぜひとも、なるべく早く申請ができるような形で、今後も望んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上です。

○大村審議官 それ以外に。

じゃあ、森下さん、はいどうぞ。

○森下課長 規制企画課の森下です。

今日、ATENAのほうで用意していただいた添付1の2ページの資料で、確認、教えていただければと思うんですけど、追加で。

もしかしたら、先ほどのやりとりも入っているかもしれませんが、グループが幾つかに、申請時期がずれているのですが、A、B、Cの関電のやつと、D、FのKK、東二、女川とで、少し申請の時期がずれているのは、先ほど言われた地盤モデルのところのあれという、そういう作業とかを見込んでずれているようなという理解をすればよろしいのでしょうか。差は、申請時期がずれているのは、どういうところから来ているのかなというのを。

それで、先ほどのMの泊もですよ、少し最初の関電よりも遅い。そこを補足していただければと思います。

○鈴木専門部長 中部電力、鈴木です。

この細かい工程につきましては、各社の一応サイトマターの細かい話がございますので、特に整理してございません。

だから、各社の事情により、技術的検討を踏まえて、このぐらいに申請できるということで整理しておりまして、特にこれぐらいで、こちらが全体で一つずつ把握しておりませんので、一応、全体を整理するとうこうなるということで御説明させていただきました。

○森下課長 規制企画課の森下です。

ありがとうございます。ということは、具体的には、何かここでは説明がないですけども、技術的に検討するものがあるものは、最初のグループよりも少し遅めになっているし、島根も何だか真ん中辺になってますけども、これも島根サイトについての、こういう何か技術的な検討をする時間ということで、最も、今日は九電から説明があった三つか四つかの審査での検討事項という、地震波の作成とかで挙げられていたことがあります、ああいうのがフルスペックであるところは、このガイド改正後9カ月という一番遅いのは、この伊方、玄海、川内、六ヶ所は、そういう検討のためにこれぐらいの時期になるというような、そういうふうな捉え方をしておけばよろしいでしょうか。

○鈴木専門部長 中部電力、鈴木です。

個別には細かい議論はしていませんけど、今、森下課長が言われたように、特に今、我々は技術的案件以外にも、特にBWRのほうは今、審査案件を抱えながらいろいろ走りますので、その業務量とかいろいろ勘案して、各社さんこのぐらいで申請できるということで整理してございます。

○大村審議官 よろしいですか。

はい、どうぞ。

○阿比留部長 中国電力の阿比留でございます。

今の当社の場合はGということで、今、技術的な理由でここに少し遅れているというふうにおっしゃっていたので、少し補足させていただきたいと思います。

本日、後ほど御要望をお願いしたいということで、我々の基準地震動 S_s は概ね審査済みということで、ただ、まだ許可はおりておりません。この先の許可の審査の状況によって、このガイドが出る時期が、そこら辺のことがわからないので、一応、我々としては、前回をお願いしたとおり、基本的には、今の新規制の許可と、この震源を特定せずということで分けていただくということを考えて、要するに、許可後に出させていただくということで、この時期にさせていただいております。

ということで、技術的なものということであれば、もうちょっと前に出せるということでございます。

○森下課長 規制企画課の森下です。

ありがとうございます。わかりました。

島根の場合は、言いたいのは、今やっている新規制基準の適合の審査を終えて、その後に、この震源特定せずを改めて申請を出してやるという、そういうのをこのぐらいと考えているということですね。わかりました。

○大村審議官 それでは、それ以外に何か確認事項とかありますか。

谷川さん。

○谷川専門職 規制庁の谷川でございます。

JAEAの資料の1.の関係で、コメントだけさせていただこうと思います。

ここに書いておられることは、多分、前回こちらのほうからコメントさせていただいたものに対応してお書きいただいていると思うんですけども、前回申し上げた趣旨というのは、やや法制的というか、制度的な、テクニカルな問題としまして、一応、法令上といえますか、制度上は、処分を受けているか、受けていないかという状態に二分されるものですから、その基準地震動が決まっている、決まっていないという、事実状態でその条文を書き分けたりするのは、ややテクニカルに難しさがあるということは、一応、そのコメントをさせていただいたほうがよかろうと思ひまして、前回申し上げさせていただきました。

ですので、基準地震動が決まっていないものについては、今回、経過措置を検討しないですとか、そういうことを申し上げたものではありませんと。

もちろん、最終的には委員会で決まりますので、それ次第ということではあるんですけど

れども、一応、そういうことを前回申し上げましたということで補足させていただきます。

以上でございます。

○大村審議官　ということですが、何か今の点についてありますか、もう一度確認したいこととか。いいですか。

それでは、それ以外に何かありますか。よろしいですか。

事業者さんのほうからも何かありますか、追加で。

はい、どうぞ。

○金谷副本部長　日本原燃の金谷でございます。

前回に引き続きまして、再度の要望をさせていただきたいと思えます。

弊社、六ヶ所のほうの再処理施設等につきましては、現在、新規制基準に対する安全審査が進められており、ほぼ終盤を迎えている状況というふうに我々は認識しております。

その後の認可申請対応、その後の関連工事を速やかに実施させていただきたいというふうに考えております。

そのため、現行の審査基準の対応と、本件の震源を特定せずの対応につきましては、引き離して対応いただき、最重要事項と考えております安全性向上対策の取組を速やかに対応できますよう、柔軟な審査対応を改めて要望する次第でございます。どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○大村審議官　森下さん、どうぞ。

○森下課長　規制企画課の森下です。

先ほどの島根のサイトと同じというような要望の状況ということですよ、要望内容は。要望内容は理解いたしました。

○大村審議官　よろしいですか。ほかに何かありますか。

はい、どうぞ。

○阿比留部長　中国電力の阿比留です。

先ほどいろんなことに絡めてお話しましたが、我々も原燃さんと同様に、この件に関して同様の趣旨で要望させていただくということで、よろしくお願いいたします。

○富岡理事　ATENAの富岡ですが、事業者としては以上でございます。

○大村審議官　では、よろしいですね。

それでは、ありがとうございました。

以上で本日の議事を終了したいと思いますけども、最後に事務連絡をお願いします。

○大浅田管理官 地震・津波管理官の大浅田でございます。

一応、前回と今回で事業者からの意見を全て聴取したと考えてございますので、本件に関わる意見聴取会は本日で終了させていただきたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○大村審議官 それでは、以上をもちまして、第2回震源を特定せず策定する地雲動（スペクトル）の規制導入の経過措置に係る意見聴取会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。御苦勞さまでした。